

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、
次のとおり公告します。

令和七年十二月九日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和七年十一月二十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番
号

吉田塗装

北葛城郡上牧町服部台一十九一一五一一

吉田聰

奈良県知事許可（般一七）第一八六五七号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て

2 期間

令和七年十二月九日から同月十二日までの四日間

四 処分の原因となつた事実

吉田塗装は、建設業法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けることなく、同
項ただし書の政令で定める軽微な建設工事以外の工事を複数回請け負いました。
このことが、建設業法第二十八条第二項第一号に該当します。